

## 平成 23 年度門真市住居表示審議会議事録

日 時 平成 24 年 1 月 20 日(金)午後 2 時

場 所 門真市役所 別館 第 2 会議室

### 出席者

(門真市住居表示審議会委員) 12 名中 12 名出席

日高委員、平岡委員、上田委員、大田委員、川田委員、平井委員、村田委員、柴田委員、住岡委員、長澤委員、早川委員、堀内委員

(事務局) 8 名

都市建設部 市岡部長、木邨技監、中野次長

まちづくり課 小野課長、大平参事、平山課長補佐、金森主任、米元係員

- 議題案件
- (1) 正副委員長の選出
  - (2) 第 1 4 次住居表示について
    - (ア) 町区域案について
    - (イ) 町名について
  - (3) その他

### 会議録

事務局	【開会】
園部市長	・市長あいさつ
事務局	・委員紹介・事務局紹介 ・資料確認 ・臨時議長選出
臨時議長	・正副委員長の選出
委員長	・正・副委員長代表あいさつ
市長	・諮問書手交
委員長	・諮問書受け取り

事務局	<p><b>【諮問書朗読】</b></p>
事務局	<p><b>【町区域案について説明】</b></p> <p>実施区域は、北は上八箇荘水路、西は古川及び主要地方道大阪中央環状線、東は第二京阪道路及び市道大和田茨田線、南は大阪市との市域境界までの66.30ヘクタールであります。</p> <p>この区域に、新たに3つの町を設けるのが、今回の諮問案の概要でございます。</p> <p>町区域の設定につきましては、総務省によりまして住居表示の実施基準が示されており、その中で、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路、その他恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるとし、形状は、その境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成しているものとしています。</p> <p>この基準にもとづきまして、今回の町区域案を立案致しました。</p> <p>まず1丁目の区域は、北は上八箇荘水路、西は古川、東は第二京阪道路、南は府道深野南寺方大阪線に囲まれた、22.5ヘクタールでございます。三ツ島とわずかですが桑才の2つの大字からなっています。</p> <p>2丁目の区域は、北は府道深野南寺方大阪線、西は古川及び主要地方道大阪中央環状線、南は斜めに第二京阪道路に囲まれた24.02ヘクタールでございます。三ツ島とわずかですが桑才・葎島の3つの大字からなっています。</p> <p>3丁目の区域は、北は斜めに第二京阪道路、西は短いですが主要地方道大阪中央環状線、東は市道大和田茨田線、南は大阪市との市域境界に囲まれた19.78ヘクタールでございます。三ツ島の大字からなっています。</p> <p>以上3町、66.3ヘクタールでございます。</p>
委員	<p><b>【質疑応答】</b></p> <p>第二京阪より東側の区域についてはいつ頃実施予定ですか。今回実施される地区とそうでない地区で、自治会が2つに分断されているので、住民に説明するためにも、見通しを教えてくださいたいと思います。</p>
事務局	<p>東側については、平成25年度に基礎調査に入り、平成26年度に実施を予定しております。しかし、当該地区は上三ツ島土地区画整理事業の施行区域であること、また、農地も多く残っていることなどから、市街化の状況を考慮しながら実施していきたいと考えております。</p>

委 員	住居表示を行うと、自治会同士で揉め事が起こる場合もあるので、行政側には、各自治会任せではなく、住居表示実施後も最後までご指導の程いただきたいと思います。
事 務 局	わかりました。
委 員	番号はどのような決まりで振られているのですか。
事 務 局	街区方式を用いまして、道路や河川など区切られた小さい街区を作り、市役所に近い街区より順序よく付け、1番から2番と必ず次の街区番号がつながるように連続して番号が飛ばないようにいたします。街区内の住居番号につきましては、市役所に近い方から時計回りに符番していきます。
委 員	この場合、三ツ島1丁目は上八箇荘水路のところから番号をつけるのですか。
事 務 局	はい。三ツ島1丁目と言いますと、図の北西のところからですが、地形の形状などにより、必ずしも右回りになっているとは限りませんが、千鳥蛇行方式と言いまして、必ず番号がつながるような形で番号を付けております。
委 員 長	・諮問案のとおり決定。
事 務 局	<p><b>【町名について説明】</b></p> <p>総務省の定めた住居表示の実施基準になかに、町の名称の定め方を示しております。</p> <p>それによりますと、町の名称は、できるだけ従来の町の名称に準拠することとしており、この名称には、当該地域における歴史・伝統・文化の上で由緒のある名称を含むとしています。</p> <p>その上で、常用漢字を用いるなど、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものとするとしておりまして、今回の町名案もこれにもとづき立案致しました。</p> <p>今回諮問させていただきました三ツ島という名称は、旧村名である三ツ島村にちなんでいます。</p> <p>三ツ島村は、明治22年、西暦1890年4月1日の町村制施行によ</p>

	<p>り、蕨島村と合併して二島村となり、三ツ島はその大字となりました。</p> <p>その後、昭和31年9月30日、北河内郡門真町、大和田村、四宮村と合併し門真町となり、昭和38年8月1日、市制施行を経て、現在は門真市の大字となっています。</p> <p>三ツ島村の名称の由来は、この地域に集落が形成された当初は、八ヶの湖に浮かぶ島々であったと考えられ、それらの島が御島（みしま）と呼ばれ、転訛して三ツ島となったものであろうとされています。</p>
委 員	【質疑なし】
委 員 長	・ 諮問案のとおり決定。
委 員	<p>【その他】</p> <p>一般の方にも説明会はするのですか。</p>
事 務 局	<p>地元の方には、平成24年度に説明会などを予定しています。第1回説明会は5月を目途に予定しています。</p>
事 務 局	<p>【答申案作成】</p> <p>・ 答申案朗読</p>
委 員	・ 異議なし
委 員 長	・ 町区域案及び町名案とも諮問案のとおり承認
事 務 局	<p>【報告】</p> <p>今後のスケジュールですが、本日の審議会で事務局案のとおりご承認いただいたので、第5条の規定に基づき、字の区域の変更及び町の新設の案を30日間公示いたします。その期間内に、案に対して意義申し立てがなければ、3月の第1回定例会に上程することとなります。その後、議会の議決を頂ければ、先ほども申しあげたように、地元説明会や関係機関等との協議を進め、平成24年11月3日の実施に向けて進めてまいります。</p>
委 員 長	閉会